

要望書

「21世紀にふさわしい学術研究・教育体制を確立するために」

2008年12月14日

日本科学者会議

日本科学者会議は、1965年の創立以来一貫して、学術の総合的発展とその成果の平和、福祉向上への利用のために活動してきた。しかし、現在のわが国の学術は総合的な発展が阻害されつつあり、その成果は正しく活用されているとは言い難く、また学術研究・教育体制は危機に瀕している。これを立て直すことなしにわが国の発展は期し難い。本会議は、学術の総合的発展とその成果が平和と福祉の向上に活かされることを願い、以下の如く要望する次第である。

要望の前提となる基本的認識

1. 21世紀における学術研究・教育体制のあり方

21世紀の人類は、核戦争の危機、地域戦争、圧政、貧困、地球環境問題に加えて、待ったなしの地球温暖化、資源の枯渇、新自由主義による国際経済活動の破綻、さらに遺伝子操作と生命倫理などの新たな問題に直面している。これらの問題を解決するためには、学術を基礎から応用まで総合的に発展させる必要がある。また、教育によって人々の基礎的な学力と豊かな情操、人権意識、見識と判断力、分かち合いと連帯の精神を総合的に育むことも肝要である。それ故、旧帝大や一部の有名私大だけでなく、地方の国公立大学や多くの私大、また国公立試験研究機関においても、可能な限り多くの国民が高等教育を受け、学術研究にも携われるような条件を整えるべきである。

この中で留意すべきは、憲法23条が定める「学問の自由」の遵守、すなわち「大学の自治」、「研究・教育における自主性」、「学問選択と発表の自由」、「教員・研究者の身分」、「良好な研究・教育環境」の保障である。これこそが、学術と教育を健全に発展させる源泉である。

なお、学術と教育は社会の健全な発展のために不可欠な営みであり、その成果は公共の財産であり、その受益者は社会全体である。したがって、学術研究と教育の条件整備は公的資金によって賄われるべきである。特に、教育の機会均等を保障するために、初等・中等教育は勿論、高等教育においても、漸進的に学費は無償とし、奨学金は給付とすべきである。

2. 現下の危機的状況

1996年からの3期にわたる科学技術基本計画により、わが国の学術と教育は産業界へ直結する方向へと大きく変容した。さらに、2001年以後に実施された国立試験研究機関と国立大学の法人化は、研究・教育現場に致命的な打撃を与えつつある。すなわち、「効率化・減量化」を理由に、所轄大臣による中期目標の策定、中期計画の認定とその評価によって大学の自治と試験研究機関の自主性が損なわれ、理事長・学長・所長の実質的指名制とトップダウン運営体制の導入によって「民主的運営」が崩壊しつつある。外部資金導入や競争的資金運用、評価と成果主義、任期付任用や成果主義賃金の導入などによって研究・教育現場の多忙化と協力関係の分断が進行した。有名大規模大学とライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料などの特定分野への重点投資によって、大学間と分野間の格差が拡大した。運営費交付金と人員の毎年1%削減の義務づけと運営費交付金の学長・所長による一部保留の結果、最終的に研究者・教員に配分される基盤的研究費は法人化以前の2分の1、あるいは3分の1以下に激減し、学内の競争的資金や外部資金を獲得しなければ研究を継続できなくなった。こうして、研究者・教員は研究資金獲得や研究進行管理、外部および内部評価、評価に対応した組織改編などに伴う業務に忙殺され、研究・教育に十分な時間を確保するのが困難となり、研究・教育現場は疲弊し、徒労感、絶望感が増大しつつある。

公立大学においては、国立大学にならう法人化や統廃合が相次ぎ、自治体当局による管理強化が図られている。私立大学においても、私学助成の傾斜配分が進められる中で、法人化された国立大学にならない教授会に対する理事会の権限強化が画策され、あるいは経費削減のため給料や研究費配分に競争原理が導入されるなどの事例が広がっている。短期大学においては少子化の中で大学の存続そのものが困難に陥り、一括独立法人化された高等専門学校においても運営費交付金が年3%削減され、統廃合が意図されるなど将来の不安に直面している。

民間研究所では、国に先んじて成果主義賃金制度や裁量労働制が導入され、長時間労働とただ働き、研究者相互の競争と分断、めまぐるしい研究計画やテーマの改廃と組織再編が進行し、研究者間の協力、研究と技術の継承と蓄積が困難になっている。

未来を担うポストクなど若手研究者の大半は、ポスト減と不安定雇用の中で使い捨ての状態に置かれており、結婚もままならず、高学歴ワーキングプアとしての困難を強いられている。また、行き過ぎた成果主義の中で、外国人派遣ポストクが過労死する事態も生じている。

女性研究者には出産、子育て、介護などの家族に対する責任を負う者も多く、不安定雇用や競争主義のもとで一層の困難にさらされている。

このような状況の下で研究・教育を進める基盤は大きく損なわれ、このまま放置すればわが国の学術研究・教育体制は崩壊する可能性すらある。

要望事項

1. 憲法23条に定められた「学問の自由」を遵守すること。

「大学の自治」「研究・教育の自主性」を尊重し、「研究選択の自由」「研究発表の自由」を侵さず、「教員・研究者の身分」を保障し、行政はもっぱら「良好な研究・教育環境」の整備に徹すること。

2. 科学・技術の成果を平和、国民福祉向上、環境保全のために活用すること。

- 1) 憲法9条および学問と教育の本来の趣旨に基づき、科学・技術を軍事に利用しないこと。
- 2) 軍事研究と研究統制に道を開く宇宙基本法を改め、宇宙開発は平和目的に限定し、自主・民主・公開を原則とすること。
- 3) 特定企業や特定企業集団の利潤追求に結びつく産学協同は行なわないこと。
- 4) 企業の国際競争力を国力、その利益を国益と見なし、そのために研究を動員あるいは統制することに道を開く研究開発力強化法を撤廃すること。
- 5) 科学・技術を過度の工業化と開発に動員することを止め、国民福祉向上、地球温暖化防止、自然保護、環境保全、農林水産業と関連地場産業の振興、省資源・省エネ、再生エネルギー開発などに活用すること。
- 6) 大学や研究機関の研究成果については公表し、国益・軍事機密・企業秘密に名を借りた公表制限を行なわないこと。また、知的財産権の活用は、私企業の利潤追求優先でなく、公益を旨とすること。

3. 学術研究・教育の公共性に基づき、公的資金の投入を拡大すること。

- 1) 大学関係予算のGDP比0.5%を欧米並みの1.0%以上に引き上げること。
- 2) 私立大学についても、その公的役割に照らし、国会決議に添って経費50%支援を実行すること。

4. 学術の総合的發展に必要な条件を整えること。

- 1) 基盤的研究費と人員を大幅に増やし、一部有名大学と特定研究分野への重点投資を改め、大学間および分野間の格差を解消し、基礎研究を支援し、応用研究との調和を図ること。
- 2) 国として学術を総合的に發展させるために、大学および試験研究機関を適正に配置し、その条件整備につとめること。財政改革を理由とする上記の諸機関の統廃合を行わないこと。
- 3) 基礎と応用の分野の調和の下に教員や研究者、さらに研究技術者や事務職員を広く、厚く配置すること。
- 4) 学術研究・教育になじまない「効率化」「減量化」「競争主義」「成果主義」などの市場原理主義を持ち込まないこと。

5. 現行の国公立大学法人制度および試験研究機関の独立行政法人制度を根本から見直し、その弊害を一掃すること。

- 1) 法人化とともに拡大した教員と研究者の任期制、非常勤、アルバイトなどの不安定・差別雇用を撤廃し、正規雇用と均等待遇を基本原則とすること。
- 2) 運営費交付金と人員の削減を止め、これを増額・増員し、また研究費の学長・所長保留と競争的資金運用を止め、全ての教員と研究者に基礎的経費を保障すること。
- 3) 老朽化、狭隘化を特徴とする大学の施設を早急に改善し、院生の増加に見合った教員の補充と施設・設備・機器の拡充を行なうこと。
- 4) 教員と研究者が、組織の評価と組織の再編、競争的資金や外部資金の獲得、研究の進行管理と評価、個人目標申告と評価などのために煩雑な事務に翻弄される事態を廃し、本来の研究・教育に専念できるようにすること。
- 5) 学長選考をはじめとする大学運営規則の法規定を改め、民主的な合意による大学運営を保障すること。

6. 憲法26条に基づき、国民が広く高等教育を受ける条件を整えること。

- 1) 一部有名大学だけでなく、地方大学や公立・私立大学も含めて広くかつ厚く支援し、国公私間格差を縮小すること。
- 2) 学費の値下げと漸進的無償化を図り、また奨学金についても無利子とし、返還猶予や免除職を拡大し、漸進的に給付制度を確立すること。

7. 若手研究者の深刻な窮状を早急に打開すること。

- 1) 国公私を含めて研究職や教育職の任期のないポストを拡大し、若手研究者の完全雇用を達成すること。
- 2) 正規雇用を原則とすること。任期制任用、非常勤、アルバイトなどの場合でも、正規職員との均等待遇を基本とし、一方的解雇は勿論、正当な理由がない解雇は行なわないこと。
- 3) 失業期間の生活保障制度を設けること。

8. 採用・昇任における男女格差を解消し、男女共同参画を推進すること。

- 1) 研究・教育と出産、育児、介護が両立する条件を整えること。
- 2) 選択的夫婦別姓を認めること。
- 3) 全ての大学と研究機関に男女格差解消と男女共同参画の推進委員会を設置し、ポジティブアクションを実施すること。国はこれを全面的に支援すること。

以上